

北魏墓誌を用いたジェンダー研究

—— 宮女墓誌を手掛かりとして ——

大 知 聖 子

は じ め に

北魏時代の研究を進める場合、墓誌の活用は欠かせない。なぜなら、史料に新情報が含まれるだけでなく、墓誌には傑出した業績のない人物のものも含まれるため、文獻史料と比べると幅広い属性の人物のデータを集めることができるからである。データ活用には様々な視点が考えられるが、筆者は特にジェンダーについて着目している。その理由は北魏社会の特殊性にある。北魏は儒教文化を受け継ぐ漢族と、これと異なるジェンダー習俗をもつ遊牧民とが複雑に融合した王朝であり、ジェンダー観に変化が起きたことが見込まれるからである。このような観点から、筆者は既に男女墓誌の特徴語の抽出および語義考證を行った¹⁾。その中で、男性墓誌の特徴語が女性墓誌でも使われるケースがあることに気が付いた。本稿では、この現象はなぜ生じるのか、その意味について追究することで、北魏墓誌を用いたジェンダー研究の一端を示したい。

第一節 先行研究と残された課題

漢唐間のジェンダー研究は近年盛んである。その中で北魏墓誌について扱った研究も多く見られるが、墓誌の中の銘辭部分について着目した研究は実はあまり多くない。たとえば北朝女性墓誌を扱った羅新 2022²⁾や羅新 2024³⁾は、銘辭はよく見られる美辭麗句で

1) 大知聖子「北魏女性墓誌の特徴語の抽出および語義考證」(『九州大學東洋史論集』51 號, 2024 年)および、同「北魏男性墓誌の特徴語の抽出および語義考證」(『名城大學人文紀要』59 卷 3 號, 2024 年)。同『計量的分析を用いた北魏史研究』(汲古書院, 2025 年)再收。

2) 羅新『漫長的餘生』(北京日報出版社, 2022 年), 16 頁。

3) 羅新編『彼美淑令：北朝女性的個體生命史』(北京大學出版社, 2024 年), 107 頁。

墓主を描寫し、すべて決まり文句であるとし、具體的に踏み込んだ検討を行っていない。しかし、文體研究では銘辭の検討が一部行われている。この先行研究および問題点については「はじめに」にて挙げた前稿にて既に紹介をしているが、行論の都合上、再度言及したい。文體研究においては馬立軍氏が北朝墓誌について検討し、北魏墓誌の女性の表象について最もまとまった研究成果をあげている⁴⁾。馬氏は、女性墓誌の場合「四徳」「六行」といった禮法が軸でありながらも、この價值觀とは對立する見た目の美しさや才能學識が贊美されていることが注目されるとし、北朝女性墓誌の作者の心中には、才學・美貌と四徳・六行のすべてにおいて墓主の才知が突出していることが重要な基準となっているとする。また、北朝墓誌の女性の特徴語および書風について書道的な觀點から検討した東賢司氏の研究もある⁵⁾。東氏は北朝墓誌を読み込む中で女性墓誌銘辭に特有の語句があることに気が付き、「窈窕」「四徳」「聖善」を特徴語として取り上げている。

これらの研究の問題点は、計量的分析手法⁶⁾が用いられておらず、數例の史料を引用し、それらの特徴から一般化しているところである。そのため、筆者はテキストマイニング⁷⁾によって北魏女性墓誌の銘辭の特徴語を抽出し、語義の考證を行い、北魏墓誌を作成する社會階層の女性に期待されていた當時のジェンダーロール（性別による社會的役割）について考察を行った。その結果、婦徳といった儒教倫理および本人の美貌（外見）や愼み（性格）に偏っていることが確認されたが、一方、才學については特徴語としては確認されなかったという結論を得た。

このように研究を進める中で、北魏男性墓誌の特徴語である「哲人」「梁木」が、女性墓誌、その中でも宮女墓誌で使われる場合があることを發見した。北魏墓誌では男女という性別によって特徴語が異なる傾向があるが、そのような状況下でなぜ宮女は男性の特徴語を用いたのだろうか。その分析の視座として、本稿ではジェンダー研究を用いる。歴史學におけるジェンダー研究の金字塔としてはジョーン・W. スコット『ジェンダーと歴史學』⁸⁾の

4) 馬立軍『北朝墓誌文體與北朝文化』（中國社會科學出版社、2015年）。

5) 東賢司「女性墓誌銘の用語の特徴と書風に關する研究——北魏を起點とする銘文傳承の解明を中心として——」（『大學書道研究』16號、2023年）。

6) 文章の中で特定の語句がどれほど出現し、どれほど共起するかを量的に計測することにより、有意味な知識を得ようとする諸技法の總稱。具體的には、テキストマイニング・テキストアナリティクス・計量テキスト分析・遠讀などがある。

7) 質的研究に對する批判については樋口耕一『社會調査のための計量テキスト分析——内容分析の繼承と發展を目指して——第2版』（ナカニシヤ出版、2020年）、5～8頁參照。なお、これは質的研究を否定するものではなく、前段階で計量的分析手法を用いることが望ましいという立場であり、筆者も同じ立場を取る。

8) ジョーン・W. スコット『ジェンダーと歴史學』（平凡社、1992年。増補新版、2004年。三十周年版、2022年。原書2018年改訂版に基づき増補改訂）。

古典的名著が挙げられるが、本書の原題が *Gender and the Politics of History* であるように、政治（性）を問題としている。この政治（性）とは、ジェンダーは社會構築的であり、そこに権力の非對稱性が生じることを意味づける行爲を示す⁹⁾。以下、具體的に検討する。

第二節 北魏墓誌の基本データ

北魏墓誌（386～534 年）は、梶山智史氏の舊目録¹⁰⁾および新目録¹¹⁾、そして筆者自身の目録¹²⁾により収集した。【梶山目録】は北魏墓誌のうち年代が判明する 556 件と年代不明の 11 件を掲載する。また、【大知目録】では【梶山目録】未掲載の新出土北魏墓誌を 100 件追加した。さらに最近、梶山氏により新しい目録が發表され、北魏墓誌を 695 件、年月不明の北魏墓誌を 40 件掲載している。【梶山目録】より数が増えたのは、新出墓誌を増補したのみならず、墓誌以外の墓碑や墓券など石刻史料を幅広く収録したためである¹³⁾。【梶山目録】および【大知目録】に未掲載の新しく追加された北魏墓誌は計 22 件である。そのうち、【新編梶山目録 63】「黃零□墓誌」（銘辭なし）・【同 64】「李元茂墓誌」（銘辭なし）・【同 127】「陶市貴墓誌」（銘辭なし）・【同 162】「王都墓誌」（銘辭なし）・【同 245】「戴□福母墓誌」（銘辭なし）・【同 290】「王欽墓誌」（銘辭あり）・【同 399】「張道順墓誌」（銘辭なし）・【同 402】「席斐墓誌」（銘辭あり）・【同 415】「長孫暉墓誌」（銘辭あり）・【同 598】「奚毅墓誌」（銘辭なし）・【同 681】「辛虬墓誌」（銘辭あり）・【同 1626】「趙胡墓誌」（銘辭なし）・【同 1632】「王駒及妻□氏墓誌」（銘辭なし）の 13 件が、現段階（2025 年 4 月）で筆者が確認できた北魏墓誌である。うち、4 件が銘辭を伴う北魏墓誌であり、本稿ではこれらの事例を増補した。【新編梶山目録】にて追加された残る 9 件は現段階では入

9) ジョーン・W. スコットの研究に對して、ソニア・O・ローズ『ジェンダー史とは何か』（法政大學出版社、2016 年）、22 頁では、「意味は言語や言説を通じて構築され傳達されるものであり、必然的に差異化と對照化という契機を含むものとなる」・「ジェンダーは權力が表現され正當化されるための不可欠な手段」と評す。

10) 梶山智史編『北朝隋代墓誌所在總目録』（明治大學東アジア石刻文物研究所、2013 年）。以下、【梶山目録】と稱す。數字を附與する場合は目録のナンバーを示す。

11) 梶山智史編『新編北朝隋代墓誌所在總目録／明治大學東洋史資料叢刊十四』（明治大學東アジア石刻文物研究所、2025 年）。以下、【新編梶山目録】と稱す。數字を附與する場合は目録のナンバーを示す。

12) 大知聖子「新出北魏墓誌目録」（『名古屋大學東洋史研究報告』47 號、2023 年）。大知聖子 2025 に再收の際に北魏墓誌を増補した。本稿で使用する目録はこの最新版の著書に基づく。以下、【大知目録】と稱す。數字を附與する場合は目録のナンバーを示す。

13) 【新編梶山目録】、1 頁參照。

手困難のため未見である¹⁴⁾。ただし、墓誌の題から推測すると、墓磚や男性墓誌や妻の墓誌であり、明らかに宮女であると思われる墓誌は無いことから、本稿の論旨には影響がないものとする。なお、上述した目録に掲載された北魏墓誌のうち、銘辭を伴う墓誌は計 458 件であった。

また、男女の性別に分けて墓誌を扱う場合、夫婦合葬墓誌の扱いについては以下の通り行った。同一墓誌に夫婦別々の銘辭が刻まれた場合は各男女 1 件の事例とした。内容から男女それぞれの部分に銘辭を分けられると判別できる場合は、それぞれ男性墓誌・女性墓誌の銘辭として扱った。夫婦合葬墓誌の中でも男女の表現が判別しがたい部分がある墓誌は分析には含めなかった。このようにして、男性墓誌の銘辭は 359 件分に夫婦合葬墓誌の 8 件を追加して合計 367 件、女性墓誌銘辭は 88 件分に夫婦合葬墓誌の 5 件を追加して合計 93 件とした。

第三節 北魏男性墓誌の特徴語を使用した女性墓誌の検討

本節では北魏男性墓誌の特徴語である「哲人」「梁木」を使用した女性墓誌の検討を行う。その際に、まず北魏墓誌全体の用例を確認し、その中で女性墓誌にいかなる傾向や特徴が見られるかを確認する。

(一) 「哲人」

表 1 は、北魏墓誌における哲人の用語について、銘辭および序文での事例を時系列に示したものである。なお哲の異體字である喆についても検討するため、「喆人」と記された場合も表の末尾に加えた。表 1 によれば、全 49 件（序文含む）のうち、5 件のみが女性墓誌での用例（うち、序文 2 件、銘辭 3 件）であった。この 5 件の女性墓誌がいかなる文脈で哲人を用いているのかを確認しておきたい。

まず、⑬元新成妃李氏墓誌【梶山目録 191】は、序文に、「鴻基肇於軒轅，寶冑啓於伯陽。哲人之後，弈葉官華。龜玉相承，重光不絕」とあり、頓丘李氏である墓主の男性の祖先について述べた内容となっている。次に、④高樹生夫人韓太妃墓誌【梶山目録 538】

14) 具体的には【新編梶山目録 58】「郭奴墓誌」・【同 59】「牛天午妻邢□香墓誌」・【同 96】「平奉親及妻程氏墓誌」・【同 122】「源規墓誌」・【同 217】「郭敬寡墓誌」・【同 269】「馬阿臺墓誌」・【同 302】「賈裕墓誌」・【同 570】「慕容紹墓誌」・【同 1639】「祁君（寧泰太守）墓誌」が未見の墓誌である。なお、新しく追加された墓誌は梶山智史氏からご提供いただいた資料に基づき確認した。氏の協力に心から感謝を述べたい。

表1 北魏墓誌の「哲人」の用例

①太和二十三（499）年九月二十九日 元弼墓誌銘（宗室・昭成子孫）	巖巖垂岫，岌岌高雲。鑑茲既鏡，懷我哲人。
②正始二（505）年三月十日 崔隆墓誌（博陵崔氏） ¹⁵⁾	昊天不弔，哲人云亡。千秋曜彩，百代流芳。
③正始四（507）年三月一日 李仲胤墓誌（趙郡李氏）	寶嶽降貞，瑤源流慶。照照哲人，准月方鏡。
④永平四（511）年十一月十七日 楊阿難墓誌銘（弘農楊氏）	「貫珠唯寶，風如上世。而負杖妖至，哲人其痿。」
⑤同上	伊餘哲人，實秀實發。早稱道高，夙以才越。
⑥永平四（511）年十一月十七日 元悅墓誌銘（宗室）	峻峙嵩巖，澄渟漢渚。猗歟哲人，實唯天穎。
⑦延昌二（513）年□月三日 □伯超墓誌（不明） ¹⁶⁾	□里之南，里日初平。哲人是鍾，世多簪纓。
⑧同上	如何不弔，禍延哲人。嗟彼昊天，胡念斯民。
⑨延昌三（514）年十月二十一日 長孫瑱墓誌（宗室十姓）	靈川啓育，神嶽流津。二氣交祥，載生哲人。
⑩延昌三（514）年十一月四日 元珍墓誌銘（宗室・平文子孫）	湛彼天工，唯良是與。猗矣哲人，秉文經武。
⑪熙平元（516）年二月二十三日 源叡墓誌（涼州源氏） ¹⁷⁾	峻構既遠，崇基亦固。哲人是膺，鍾期布護。
⑫熙平元（516）年十一月二十一日 吐谷渾璣墓誌	懿矣哲人，吐茲宏演。行年未或，致邁斯善。
*⑬熙平二（517）年十一月二十八日 元新成妃李氏墓誌（頓丘李氏）	「鴻基肇於軒轅，寶胄啓於伯陽，哲人之後，弈葉官華。龜玉相承，重光不絕。」
⑭熙平二（517）年十二月二十二日 乞伏暉墓誌（胡族）	篤生哲人，籍遠膺輝。六義常唯，五禮恆依。
⑮神龜年間（518～520） 高植墓誌（渤海高氏）	「天喪此明公，復矣哲人。」「天喪此明公，復矣哲人。」

15) 【新編梶山目録偽 34】によれば，澤田雅弘「偽刻家 X の形影 —— 同手の偽刻北魏洛陽墓誌羣 ——」（『書學書道史研究（書學書道史學會）』第 15 號，2005 年）・王連龍『南北朝墓誌集成』（上海人民出版社，2021 年）・梁春勝『六朝石刻叢考』（中華書局，2021 年）は偽刻とする。一方，偽刻として扱わないその他の文獻は 5 件あり，そのうち毛遠明編著『漢魏六朝碑刻校注』（線裝書局，2008 年）など代表的な石刻史料全集も含まれるため，本稿では参考として表に掲載する。

16) 【新編梶山目録偽 63】によれば，澤田雅弘 2005・梁春勝 2021 は偽刻とする。一方，偽刻として扱わないその他の文獻は 7 件あり，そのうち毛遠明 2008 など代表的な石刻史料全集も含まれるため，本稿では参考として表に掲載する。

17) 源叡は墓誌では「涼州西平人也」とする。姚薇元『北朝胡姓考』（科學出版社，1958 年刊行，中華書局，1962 年初版。修訂本は 2012 年）外篇第一，東胡諸姓，(2) 源氏によれば，もとは河西秃髮氏であり，太武帝の時期に北魏に歸順して源氏の姓を賜った。

⑯神龜二（519）年十月二十七日 張稚墓誌（南陽）	荆山降潤，沔漢流津。靈祥合瑞，載誕哲人。
* ⑰正光元（520）年十月 劉阿素墓誌銘（宮女）	英英孤秀，瑩瑩哲人。陵霜吐馥，冬華表新。
⑱神龜三（520）年十一月十五日 張辨墓誌（清河）	哲人云亡，太山其頽。泉扇一掩，萬古收哉。
⑲正光二（521）年二月二十八日 穆纂墓誌銘（北族八姓）	方崇上爵，以副含章。如何如何，哲人其亡。
* ⑳正光二（521）年十一月三日 內司楊氏墓誌（宮女）	照照哲人，灼灼華名。善始令終，剋俊剋誠。
㉑正光四（523）年三月十一日 王靜墓誌（略陽）	穆穆華胄，世載其美。爰及哲人，處屯能在。
㉒正光四（523）年十月二十日 王基墓誌銘（樂浪遼城・處士）	「哲人既徂，有識同嗟，遂使弦歌遏而無響，痛音揚而成韻。」
㉓正光四（523）年十一月二日 高猛墓誌（渤海高氏）	藹藹舅宗，有蜎有龍。哲人秀出，高岸奇峰。
㉔正光五（524）年三月十一日 元昭墓誌銘（宗室・昭成子孫）	陽臺緒慶，斗館降靈。唯神之祉，哲人是生。
㉕正光五（524）年四月二十九日 侯掌墓誌（上谷侯氏）	兩儀載楨，川嶽斯靈。育寶降瑞，哲人誕生。
㉖正光五（524）年十月二十日 趙猛墓誌（南陽趙氏）	假拜名邑，令問令亡。哲人其萎，邦國彌傷。
㉗正光六（525）年五月二十二日 李遵墓誌（隴西李氏）	哲人斯委，惜哉何咎。如可贖兮，身百焉有。
㉘孝昌元（525）年十一月二十日 元懌墓誌銘（宗室）	「咸以哲人云亡，邦國殄悴。」
㉙孝昌二（526）年閏十一月七日 元則墓誌銘（宗室）	千秋雖一，百年有程。如何哲人，秀而不成。
㉚孝昌二（526）年閏十一月七日 于纂墓誌銘（胡族）	「豈圖停波輟流，中霄墜翻，哲人其委，百身焉及。」
㉛武泰元（528）年正月十五日 徐起墓誌（高平）	哲人今逝，傑有烈光。追遠幽庭，永痛泉鄉。
㉜建義元（528）年七月十七日 元誕墓誌銘（宗室）	哲人委哉，酷愍終天，世去無來，麻衣獻前。
㉝建義元（528）年七月十七日 元端墓誌銘（宗室）	方崇上爵，以覆含章。如何如何，哲人其亡。
㉞建義元（528）年七月十七日 元獻墓誌銘（宗室）	偉哉王族，玉胄振芳。哲人誕世，瓊質金相。
㉟建義元（528）年八月二十四日 元子正墓誌銘（宗室）	派流大漠，分光辰極。誕此哲人，育茲明德。
㊱永安元（528）年十一月八日 元誕業墓誌（宗室・景穆子孫）	□□□□，□□□□。淳離異品，爰有哲人。
㊲永安元（528）年十一月十八日 元道隆墓誌（宗室・景穆子孫）	終焉兩氣，逐矣淳精。氣溫造物，哲人伊生。
㊳永安元（528）年十一月二十日 元子永墓誌（宗室）	親賓殞慟，僕御流連。哲人帷往，竹帛方傳。

③⑨永安元（528）年十一月二十日 元翫墓誌（宗室）	如何哲人，忽就幽□。既絕□響，寧聞鳴□。
④⑩永安二（529）年十二月二十四日 趙暄墓誌（洛陽）	方崇上秩，顯副奕璋。如何哲人，忽臻其亡。
④⑪永安三（530）年二月一日 寇霄墓誌（上谷寇氏）	倚倚哲人，攸攸志道。溫若樛木，嚴如松栲。
④⑫永安三（530）年二月十四日 元泰墓誌（宗室）	哲人云逝，流芳有餘。千齡無絕，勒銘丘墟。
④⑬太昌元（532）年十一月十九日 元禹墓誌（宗室）	高岱頽矣，哲人其委。良木橫折，丈者何靡。
④⑭永熙二（533）年三月二十一日 乞伏寶墓誌（胡族）	公侯必復，山嶽降神。膺此餘慶，挺茲哲人。
*④⑮永熙二（533）年四月二十七日 高樹生夫人韓太妃墓誌	有行安在，言歸哲人。朋友成好，兄弟爲親。
*④⑯永熙二（533）年五月二十二日 鄭平城妻李暉儀墓誌（隴西李氏）	「初執其帚，配德哲人。」
④⑰永熙二（533）年十一月二十五日 元鑽遠墓誌銘（宗室・景穆子孫）	「哲人已逝，梁木斯摧。」
④⑱熙平二（517）年三月十一日 裴敬墓誌（河東裴氏）	西嶽呈祥，南河集址。廻生喆人，實惟夫子。
④⑲永安元（528）年十一月三十日 奚融墓誌（胡族）	金根玉葉，桂馥蘭芳。嶸嶸山高，猗猗喆人。

「」無しは銘辭の用例，「」ありは序文の用例を示す。＊は女性墓誌を示す。

□は判讀不明文字を示す。紀年は埋葬年月日を示す。以下，全ての表に共通する。

は，序文に，「乃言歸夫氏，作嬪華室」とあり，銘辭に，「有行安在，言歸哲人。朋友成好，兄弟爲親」とあることから，銘辭で用いられる哲人は夫を示すことが分かる。④⑯鄭平城妻李暉儀墓誌【梶山目録 539】は，序文に「初執其帚，配德哲人」とあり，夫と結婚したことが描寫され，哲人は夫を示している。以上の3件は文脈を確認してみると，女性墓誌の中における男性に對する哲人の使用であつた。これらはすべて夫人墓誌（既婚女性）である。

次に，宮女墓誌である④⑰劉阿素墓誌銘【梶山目録 232】については以下に墓誌の全文を掲載し，内容を確認する。

大魏正光元年歲在庚子魏宮內太監劉阿素墓誌銘

監諱，字阿素，齊州太原人也。前使持節・齊州刺史・劉無諱之孫，前太原太守劉頴之女。遭家不造，幼履宮庭，但志心儒質，蒙策紫極，內寵其勞，賜宮品一。春秋六十有七，秋八月卒于洛陽宮。冬十月遷窆於陵山。同火人典御監秦阿女等，痛金蘭之奄契，悲紅顏而逃年，乃刊玄石，述像德音。其辭曰。英英孤秀，瑩瑩哲人，陵霜吐馥，冬華表新。獨有蘭蕙，磨而不磷，永乖人里，卽彼幽榛。宜保遐算，享茲愈珍。

如何不熟，貞蘭摧春。寄銘玄石，以記遙辰。

墓誌によれば宮女の劉阿素は、父は郡太守であったが、家族が離散して幼くして宮廷に入り、最終的に宮品一を賜ったことが分かる。銘辭では「英英孤秀，瑩瑩哲人」とあり、疊語＋名詞，疊語＋哲人という形式を用いる。瑩瑩は孤獨な様子を示すが、他にも孤秀・獨有という語が使用されており，一人であること，つまり未婚女性であったことが強調されている。「同火人典御監秦阿女等，…乃刊玄石，述像德音」とあることから，同僚の同火人¹⁸⁾が墓誌の撰文者である可能性がある。この点については節を改め検討する。なお第六節にて扱う劉華仁墓誌銘【梶山目録 246】と同じ文字は太字で示し，さらに張安姬墓誌銘【梶山目録 248】とも共通する文字はゴシック體で示している。

最後に，㊟内司楊氏墓誌【梶山目録 258】についても全文を掲載し，内容を確認する。

大魏宮内司馬高唐縣君楊氏墓誌

内司楊氏，恆農華冷¹⁹⁾人也。漢太尉彪之裔胄，北濟州刺史屈之孫，平原太守景之女。因祖隨宦，爰族清河。皇始之初，南北兩分，地擁王澤，逆順有時，時來則改，以歷城歸誠，遂入宮耳。年在方笄，性志貞粹，雖遭流離，純白獨著，出入紫闥，諷稱婉而。是以文昭太皇太后選才人充宮女。又以忠謹審密，擇典內宗七柘，孝敬天然，能使邊豆靜嘉。遷細謁小監。女功糾綜，巧妙絕羣。又轉文繡太監。化率一宮，課藝有方。上下順序，改授宮大內司。宣武皇帝以楊忠勲先后，宿德可矜，賜爵縣君，邑號高唐。天道芒昧，子長昔慨。不幸早折，薨於洛陽宮，年七十。合宮悲愍，同聲悽淚，遂相與鐫銘刊誄，記號云爾。其辭曰。照照哲人，灼灼華名。善始令終，剋儻剋誠。播茲茂稱，內司有楊。其稱伊何，孝敬自天。興斯宗柘，嘉豆濺濺。剋廣德心，課藝有序。上下虔虔，勗力勉歟。不幸號折，合宮悲淚。剋石刊號，以詒來視。正光二年歲次星紀十一月乙未朔三日丁酉記。

この楊氏も宮女墓誌に該当する。また，銘辭の最初の部分が，疊語＋哲人，疊語＋名詞となっており，さきほど検討した劉阿素墓誌とほぼ同様の形式となっている。なお「灼

18) 羅新 2022, 64 頁は同火人を「同灶燒飯之人（可能也是一起居住的）」とする。趙萬里は「火伴（生前の友人）」とする。李憑『北魏平城時代』（京都大學學術出版會，2021 年），308～309 頁參照。

19) 王連龍 2021, 195 頁では陰の誤りとする。

表1を分類すると、大まかに六つのパターンに分類できる。

その三、動詞（誕生する表現）＋（指示代名詞）＋哲人（⑨⑭⑯⑰⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺が該当）

以上の一～四は哲人が生まれた、もしくは死んだことを示す内容であり、形式もかなり似通った表現と言える。これらはすべて男性墓誌での使用である。

これは形容詞部分では哲人を褒め稱えており、これまで検討した生死に関する表現が無いという特徴がある。男性墓誌のみに見られる表現である。

その六、疊語+名詞、疊語+哲人、もしくはその逆の順序（17・20・41・49が該当）。

⑪⑫は宮女墓誌、④⑨は男性墓誌である。まず、男性墓誌について検討する。④寇霄墓誌【梶山目録 479】は、「先生諱霄，字景潤，上谷昌平人也。…朋人司馬彧痛道範之速隕，哀松蘭之早折，故望泉門而泣德，託玄石以誌音…」とあり、墓誌の撰文者は墓主の友人の司馬彧であることが分かる。司馬という姓からおそらく漢人名族であることが考えられる。また、⑨奚融墓誌【大知目録 76】は、銘辭に「金根玉葉，桂馥蘭芳，崕崕山高，猗猗喆人」とあり、作者は不明である。なお、疊語＋哲人を一回のみ使用するパターンは、③李仲胤墓誌【梶山目録 554】に、「寶嶽降貞，瑤源流慶。照照哲人，准月方鏡。…安東府主簿范陽盧元禮造。」とあり、漢人名族の范陽の盧元禮の撰文であることが

[33]

分かる。以上の疊語+哲人の用例の變遷について確認したい。

・③正始四（507）年に漢人名族の范陽の盧氏が男性墓誌の銘文を作成。「照照哲人」（疊語+哲人）

・⑪⑫正光元年～二（520～521）年に宮女墓誌が作成される。

「英英孤秀，瑩瑩哲人」・「照照哲人，灼灼華名」（疊語+名詞，疊語+哲人。もしくは逆）

・永安元（528）年に作者不明が男性墓誌の銘文を作成。④⑨「嶸嶸山高，猗猗喆人」（疊語+名詞，疊語+哲（喆）人）

・永安三（530）年に漢人名族と思われる司馬彧が男性墓誌の銘文を作成。④⑪「倚倚哲人，攸攸志道」（疊語+哲人，疊語+名詞）

北魏墓誌のうち，撰文者が判明する事例は數自體が少ない²¹⁾。その數少ない事例の中でも漢人名族の男性撰文者の間に挟まれるように宮女墓誌が作成されている。この時系列を考えれば男性墓誌の表現を踏まえて宮女墓誌が作成されており，宮女墓誌オリジナルの表現ではないと言える。この點については節を改め追究する。

最後に，北魏以降の北朝女性墓誌における哲人の使用について確認したい。東魏の可足渾洛妻叔孫氏墓誌【新編梶山目録 842】に，「自茲以降，世有哲人」とあるが，これは祖先について描寫した部分であり，男性に對する使用である。また，北齊の是連公妻邢阿光墓誌【新編梶山目録 1061】に，「歸配哲人，作嬪庭宇」とあるが，これは哲人である夫と婚姻したことが述べられているので，やはり男性に對する使用である。以上，どちらも文脈を確認すると女性に對する哲人の使用ではなかった。すなわち哲人の使用については北朝期では北魏宮女墓誌が特異な使い方をしていると言える。

（二）「梁木」

表 2 は，北魏男性墓誌の特徴語である梁木（良木）について，銘辭および序文での用例を時系列にて示したものである。なお梁木と良木は通用する語句である。表 2 によれば，全 40 件のうち，女性墓誌における使用は⑮杜傅母法眞墓誌【梶山目録 308】の 1 件のみである。これも宮女墓誌であり，以下に全文を掲載する。

杜傅母銘

傅母宮大監杜法眞者，黃如人也。忠孝發自弱齡，廉平起於齠髻。年有五十，奉身紫

21) 大知聖子「北魏墓誌の銘辭とその撰文 —— 同一銘辭の問題を中心に ——」（『名古屋大學東洋史研究報告』45 號，2021 年。大知聖子 2025 再收）。

表2 北魏墓誌の「梁木」「良木」の用例²²⁾

①永平四 (511) 年十一月十七日	元悅墓誌銘 (宗室)	良木其摧，忽焉徂逝。
②延昌三 (514) 年十月二十一日	長孫瑱墓誌 (宗室十姓)	良木其摧，仲尼興歌。
③延昌三 (514) 年十一月四日	元颺墓誌銘 (宗室?)	「善不來祥，殲此良木」
④熙平元 (516) 年十一月二十二日	楊胤墓誌銘 (弘農楊氏)	良木森疎，風煙肅遼。
⑤神龜二 (519) 年三月六日	楊珍墓誌 (弘農楊氏)	瓊山頽嶺，良木折柔。
⑥神龜二 (519) 年三月十八日	元琰墓誌 (昭成子孫)	「昊天不弔，梁木先摧」
⑦正光元 (520) 年十二月二十一日	郗勣墓誌 (樂陵郗氏)	百年雲半，良木言摧。
⑧辛丑歲 (521)	沮渠慙墓誌 (胡族)	三陽代謝，四序流速。災風暴扇，枉折梁木。
⑨正光二 (521) 年十一月十五日	長孫忻墓誌 (宗室十姓)	仁之云亡，良木摧顛。
⑩正光四 (523) 年二月十五日	緱顯墓誌 (魏郡緱氏)	秋菊霜霰，梁木風萎。
⑪正光四 (523) 年三月十一日	王靜墓誌 (胡族?)	「痛良木之云摧，山川之易改」
⑫正光四 (523) 年十二月二十一日	劉纂墓誌 (胡族?)	芝蘭早滅，良木中傷。
⑬正光五 (524) 年三月十一日	元隱墓誌 (宗室)	「門生故吏，嘆深梁木」
⑭正光五 (524) 年四月二十九日	侯掌墓誌 (上谷侯氏)	「梁木其摧，逝川遂往」
*⑮正光五 (524) 年十月三日	杜傳母法眞墓誌 (宮女)	「天乎不淑，梁木摧傾」
⑯正光六 (525) 年五月二十二日	李遵墓誌 (隴西李氏)	嗚呼上天，良木中朽。
⑰孝昌元 (525) 年十二月三日	元寶月墓誌銘 (宗室)	一夢鈞天，終歌梁木。
⑱孝昌二 (526) 年十月十八日	秦洪墓誌 (郃陽秦氏)	巖巖泰山，衆山所仰。如彼良木，排峰秀上。
⑲孝昌二 (526) 年十一月二十五日	宇文悅墓誌 (胡族)	太山傾倒，良木摧英。
⑳孝昌三 (527) 年二月二十七日	元暉墓誌 (景穆子孫)	良木中委，早殞名哲。
㉑孝昌三 (527) 年六月十三日	元汎略墓誌 (景穆子孫)	「巖霜孤墜，良木已摧。」
㉒同上		良木既摧，浮靈極逝。溢響雅存，光儀已殞。
㉓武泰元 (528) 年正月十五日	徐起墓誌 (高平徐氏)	太山崩實，梁木摧芬。
㉔建義元 (528) 年七月十八日	元略墓誌銘 (景穆子孫)	梁木頓摧，宿草奄積。
㉕建義元 (528) 年七月十七日	處士元誕墓誌銘 (昭成子孫)	圖善滅摧，良木其壞。
㉖建義元 (528) 年九月七日	元周安墓誌銘 (景穆子孫)	高峰既毀，良木中衰。
㉗永安二 (529) 年二月十四日	慕容纂墓誌 (胡族)	層峰落岫，良木安所。
㉘永安二 (529) 年十一月七日	爾朱紹墓誌銘 (胡族)	「悲崇山之墜嶺，痛良木之摧柯」
㉙永安二 (529) 年十二月二十六日	穆彥墓誌銘 (北族八姓)	良木其折，終□長悲。
㉚普泰元 (531) 年三月二十七日	元誨墓誌 (宗室)	泰山已頽，良木斯折。
㉛普泰元 (531) 年八月十一日	元天穆墓誌 (平文子孫)	泰山其毀，良木不持。
㉜普泰元 (531) 年十月一日	張玄墓誌 (南陽張氏)	既彫桐枝，復摧良木。
㉝太昌元 (532) 年十一月十九日	楊津墓誌 (弘農楊氏)	太山頽秀，梁木摧根。
㉞太昌元 (532) 年十一月十九日	楊逸墓誌 (鉅鹿楊氏)	「悼梁木之早摧，刊玄石□銘德」
㉟太昌元 (532) 年十一月十九日	元禹墓誌 (宗室?)	高岱頽矣，哲人其委。良木橫折，丈者何靡。
㊱永興二 (533) 年正月二十六日	韋耀和墓誌 (京兆韋氏)	「中墜蘭翹，奄摧梁木」
㊲同上		梁木忽悴，悠悠昊天。悲纏宋邑，遺庠魯君。
㊳永熙二 (533) 年十一月二十五日	元鑽遠墓誌銘 (景穆子孫)	「哲人已逝，梁木斯摧」
㊴永熙二 (533) 年十一月二十五日	石育及妻戴夫人 (樂陵石氏)	川嶽無固，良木有傾。
㊵永熙三 (534) 年二月七日	傅豎眼墓誌 (清河傅氏)	「□□奄及，梁木載傾」

22) 大知聖子 2025, 第二部第六章「北魏男性墓誌の特徴語の抽出および語義考證」の表を元に「梁木」「良木」の用例を合わせ、時系列に並べ直したものである。

掖。何知遇於先朝，被顧問於今上。性性²³⁾寬閑，世有行焉。歷住雖清，非其願也，遂隱疏²⁴⁾下邦，養身洛陽。天乎不淑，梁木摧傾。春秋六十有六，殞於洛陽。兒息涕戀，攀車結慕。朝野銜衣，西顧長悲。以大魏正光五年十月三日空²⁵⁾於首陽之陰。乃作銘曰。芒芒造化，攸攸自然。影隨形變，嚮逐聲遷。再清流美，惟聖惟賢。嚴霜夏墜，芝蘭早玄。騏驎弗乘，徒枉世鞭。白楊代嚮，青松負煙。魂兮永逝，名舉風旋。

梁木は序文での使用であり、「天乎不淑，梁木摧傾」という男性墓誌と同様の表現が女性本人に用いられていることが分かる。また、「兒息涕戀…乃作銘曰」と書かれていることから，息子が撰文者である可能性も考えられる。

最後に，北魏以降の北朝女性墓誌における梁木（良木）の使用について確認したい。北周の李府君妻祖夫人墓誌【新編梶山目録 1610】に，「而聚蘭忽敗，梁木云摧」とあり，『漢魏六朝碑刻校注』のデータベース²⁶⁾の注 9 では「此二句謂夫人之丈夫李府君不幸死亡」とし，夫についての記述であることが分かる。用例はこの 1 件だけであり，従って梁木（良木）の女性に對する使用は北魏宮女墓誌以外では見られないことになる。

以上，「哲人」「梁木」という北魏では主に男性墓誌にて使われる語が，表 1 ⑰⑳および表 2 ⑮の 3 件の宮女墓誌にて使用されることを指摘した。次に，これらの用語の典故を確認することで，いかなる意味が付與されていたのかを節を改め確認する。

第四節 「哲人」「梁木」の典故について

これまで検討してきた「哲人」「梁木」の典故について確認する。両方の語句が用いられるのは，『禮記』，檀弓上に，

孔子蚤作，負手曳杖，消搖於門，歌曰，「泰山其頽乎。梁木其壞乎。哲人其萎乎」。既歌而入，當戶而坐。子貢聞之曰，「泰山其頽，則吾將安仰。梁木其壞，哲人其萎，則吾將安放。夫子殆將病也」。遂趨而入。（孔子がある朝，早く起き，片手を背にし，片手に杖をつき，門のあたりをゆっくりと歩きながら歌った。「泰山は今にも崩れそ

23) 王連龍 2021，239 頁では行の誤刻とする。

24) 王連龍 2021，239 頁では跡の誤刻とする。

25) 王連龍 2021，239 頁では空の誤刻とする。

26) 毛遠明『漢魏六朝碑刻校注』（線装書局，2008 年）の増補版データベース。詳細は大知聖子 2025，第二部第一章参照。

うだ。梁の木は今にも折れそうだ。賢人は今にも逝去しそうだ」と。それから部屋に入り、戸口に向かって坐った。子貢がこれを聞いて言った。「泰山が崩れたら、我々は何を仰ぎ望もうか。梁が折れ、賢人が亡くなったら、我々は何に頼ろうか。先生（孔子）は今にも病気で倒れようとしていなさるのだ）」そして急いで孔子の部屋に入った。）²⁷⁾

とあり、梁木と哲人が對句表現となっている。梁木は王朝の根幹となるような人物、哲人は賢人を意味し、文脈から判断すると孔子を指示している。その他の哲人の用例については、『詩經』、小雅、鴻鴈之什、鴻鴈に、

鴻鴈于飛。哀鳴嗷嗷。維此哲人。謂我劬勞。維彼愚人。謂我宣驕。（雁が飛び、悲しげにごうごうと鳴きしきる。物の理を知る人は私が苦勞していると言う。物の分からない者は私の苦しみを知らず、驕り高ぶる者と言うだろう）²⁸⁾

とある。遠く役に赴く不安を雁行に例える事例である。文中では哲人と愚人が對句表現となっている。また、『詩經』、大雅、蕩之什、抑に、

抑抑威儀，維德之隅。人亦有言，靡哲不愚。庶人之愚，亦職維疾。哲人之愚，亦維斯戾。（その厳めしい威儀は、家屋のとがった角のように、徳が振る舞いに現れた姿である。このように言う人がいる、知恵の優れた哲人はみな愚かであると。庶人の愚かなるは生まれながらの癖であるが、知恵の優れた哲人の愚かなるは、故意に犯した罪のように始末に終えない）
荏染柔木，言緝之絲。溫溫恭人，維德之基。其維哲人，告之話言。順德之行，其維愚人。覆謂我僭，民各有心。（しなやかな枝垂れ木は糸を張って琴を作る物である。おだやかな君子であった祖霊は、これぞ徳の模範となる人であった。そもそも聰き哲人に昔の善言を告げれば、素直に徳に従って行く。しかし、そもそも愚かな者は却って悪口かと疑い私を罵る。民はそれぞれの心がある）

とある。これは教訓詩であり、先ほどと同様に哲人と愚人が對句表現となっている。

北魏墓誌では「哲人」「梁木」のどちらも男性墓誌の特徴語であり、表1および表2の

27) 竹内照夫『新釋漢文大系 禮記』（明治書院、1971年）の日本語譯を參照した。

28) 石川忠久『新釋漢文大系 詩經』（明治書院、2000年）や白川靜『詩經雅頌』（平凡社、1998年）の日本語譯を參照した。以下も同様である。

事例を見ると、王朝に貢献した男性が惜しくも亡くなってしまったという意味で多用される。かかる用例から考えると、愚人の正反対の意味である賢人として哲人が用いられているのではなく、王朝の礎となるような重要な人物として用いられているため、『禮記』が典故であると考えるのが妥当であろう。

この点について北魏墓誌の実際の用例から考えたい。表2の③⑤③⑧は梁木（良木）と哲人、②⑩は良木と名哲という、哲人に近い語を對句表現として用いる。特に表2の②長孫瑱墓誌では、「良木其摧、仲尼興歌」とあり、良木と孔子（仲尼）を對句表現として用いており、『禮記』のエピソードを踏まえた表現である。さらに、『禮記』の「泰山其頽乎。梁木其壞乎。」という對句表現を踏まえ、泰山やそれに類する大山や名山と對句表現となっている事例もあり（⑤⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿が該当）、また梁木（良木）が折れる＝死ぬという表現も多数みられることから、基本的に北魏墓誌における「哲人」「梁木」は『禮記』を典故としていてと考えて良いだろう。

ただし、『禮記』の場合は哲人＝孔子が死ぬという表現であったが、第三節で検討したように、北魏墓誌では哲人が誕生するという表現（パターン一～三）、および稱賛の表現である疊語＋哲人（パターン六）という『禮記』には見られない派生的な表現が出現している。一方、梁木の場合は表2を見ると④の事例以外、すべて梁木が折れる＝死ぬという『禮記』の表現を踏まえたものである。この点を追究するには北魏以前の文學表現の變遷を丁寧に辿る必要があるが、北魏墓誌の表現を見る限り、哲人は『詩經』の賢人の意味も踏まえている場合もあったと考えられる。

第五節 「哲人」の代替表現について

第一節で述べたように、筆者は既に北魏女性墓誌の銘辭の特徴語を調べ、婦徳といった儒教倫理および本人の美貌（外見）や慎み（性格）に偏っていることが確認されたが、一方、才學については確認されなかったことを明らかにした。ただし、北魏女性墓誌の特徴語としては擧がってこないが、少ないながらも才學に関連する語は存在する。また、前節で検討したように「哲人」には『詩經』の賢人の意味も含まれる。そもそも「賢」には複数意味があるが、本節と関連する部分として、『說文解字』六篇下、貝部に、「賢、多才」とあり、「才」と関連することが示されている。そこで、北魏女性墓誌における「才・賢」を含む二文字熟語を検討することで「哲人」の代替表現の可能性について考えたい。なお墓誌自體は女性墓誌であっても、その文脈から判斷して祖先や夫など男性に對して才・賢を使っていることが明らかな場合は除外する。ちなみに賢い女性という意味では「才媛」が真っ先に思いつく語であるが、北魏墓誌では用例が無い。さらに、「才

表3 北魏女性墓誌の「才」を含む表現

①元繼夫人石婉墓誌銘 稟氣妍華，資性聰哲，學涉九流，則靡淵不測，才關詩筆，觸物能賦。 「學既探玄，才亦成篇。心懷巨寶，口吐芳煙。」
②文成帝嬪耿壽姬墓誌銘 姓行忠良，文謹人表，才美俱備，理儀可遵。奉文成皇帝爲嬪。
③宣武帝嬪李氏墓誌 柔順好和，讜言屢進。思樂賢才，哀而不傷。
④元湛妻薛慧命墓誌銘 「宛轉成則，玉秀金珠。才豐女典，禮重母儀。」

*「」は銘辭，「」なしは序

媛」の用例は魏晉南北朝期の正史や『世說新語』『文選』などでも無かった。

表3によれば、北魏女性墓誌における才を含む用例は4件ある。それぞれいかなる文脈で用いられているかを確認する。①は墓主の女性が高い詩賦の作文能力を持つことを褒め稱える内容となっている。②④は、女性の美德として才色兼備であることや貞淑である点を稱揚している。そして続く文章では妻や母となった事が述べられている。③は墓主の性格を列挙する中で、賢才を尊敬していたことが描かれている。このように、才を含む用例自体が少ない中、半数が妻や母など男性との関係性において才を評価するという表現になっている点が注目される。

次に、表4によれば、北魏女性墓誌における賢を含む用語は11件ある。それぞれいかなる文脈で用いられているかを確認する。①は表3①と同一人物であり、ここでは王昭君に準えており、続く文章では在家でありながら厚く佛法を信仰している様子が描かれる²⁹⁾。③⑥⑦⑨⑩は妻として賢いことを示し、⑪は賢母であることを称揚している。また④は賢が貞淑であることとセットになっている。この中で⑤の宮女墓誌の芝蘭という表現について検討したい。芝蘭は、『晉書』卷七十九、謝安傳附奕傳に、「譬如芝蘭玉樹，慾使其生於庭階耳（芝蘭や玉樹のような良き人材が一門から生じさせたいだけである）」とあり、優秀な子弟・良き人材という意味での用例である。具體的には謝安の息子や甥が該当し、男性を褒め稱える表現となっている。そして芝蘭の典故は、『荀子』王制、「其民之親我歡若父母，好我芳若芝蘭（自國の民が却って敵である我を親しみ歓迎することは父母のごとく、我を親しみ芳ばしく思う事は芝蘭のごとし）」や、「芝」は「芷」に通じるため、『楚辭』離騷、「扈江離與闌芷兮，紉秋蘭以爲佩（江離と闌芷という香草を身にまとい、腰には秋蘭を佩びて佩

29) 鄭雅如「理想人生的新向度——北朝隋代在家女性墓誌中的信仰描述」（『早期中國史研究』第十卷第一期，2018年），19～21頁では、この墓誌の表現について詳細に検討している。また墓主の才學を描寫するのは墓主の佛教に對する造形が深いことを示す意圖があったのではないかとする。

表4 北魏女性墓誌の「賢」を含む表現

①元繼夫人石婉墓誌銘（表3の①と同一人物） 「豪端流璧，素上題璇。阮姬格筆，昭君謝賢。」
②宣武帝夫人高英墓誌銘（魏瑤光寺尼慈義墓誌銘） 「三空杳眇，四果攸綿。得門其幾，惟哲惟賢。」
③元珽妻穆玉容墓誌銘 「慨矣天長，嗟乎地久。婿慟賢妻，兒號懿母。」
④宣武帝嬪司馬顯姿墓誌銘 「瑜生高嶺，寶育洪淵。世隆道貴，乃長貞賢。」
⑤杜傅母法眞墓誌（表2の⑮と同一人物。宮女） 「再清流美，惟聖惟賢。嚴霜夏墜，芝蘭早玄。」
⑥元悅妃馮季華墓誌銘 「爰姑及姉，如金如玉。后聖妃賢，載榮載燭。」
⑦元誘夫人薛氏墓誌銘 「篤生君子，載誕賢妃。金箱玉照，百代俞徽。」
⑧宣武帝嬪李氏墓誌（表3の③と同一人物） 柔順好和，謹言屢進。思樂賢才，哀而不傷。
⑨元鬱墓誌の王妃慕容氏 奉姑以孝，事夫以敬。叔妹稱其賢，娣姒珍其美。 「荷液不輕，動重若山。蒼靈無知，皇室殞賢。」
⑩封園姬墓誌 「母儀既協，女德貞賢。豈唯淑令，不勲遺年。」
⑪婁氏乞伏夫人墓誌銘 故楚庄樊姬，無獨擅於賢明。萬石嚴母，豈偏取於仁智。 「孟門賢母，曹氏英妻。論行言等，比學稱齊。」

玉の代わりとする)」などに遡る。『荀子』王制は王者や覇王になる条件について述べられた部分であり、ここでの我は王者を示し、芝蘭という香草が好ましい王者という男性性の比喩表現となっている³⁰⁾。また、『楚辭』の江離・蘭芷・秋蘭という香草は主人公の高潔さを象徴しており³¹⁾、佩玉についての描寫があることから男性性を示す詩文となっている。両者とも意味としては高潔な君子の美質を示しているため、やはり男性性の表現であると言える。つまり典故を踏まえたとしても、『晉書』の用例を踏まえたとしても、いずれにしても芝蘭は男性性を帯びた用語であると言える。この用語が北魏女性墓誌で用いられたのはこの1例だけであるが、北魏男性墓誌では芝蘭の序文での用例が2件ある。そして、銘辭での用例は、劉纂墓誌【梔山目錄294】（表2⑫）に、「當春結葢，盛夏凝霜。芝蘭早滅，良木中傷。」とある。芝蘭は梁木＝良木と對句表現になっており、男性性の表現である。また、賢という表現の検討に戻ると、⑤の宮女墓誌の「惟聖惟賢」、および②の尼の墓誌の「惟哲惟賢」は表現が類似している。

以上の検討から以下のことが指摘できる。賢い（文才がある）という表現の「賢」「才」

30) 藤井專英『荀子』（明治書院，新釋漢文大系五，1966年），247～249頁参照。

31) 小南一郎譯注『楚辭』（岩波書店，2021年），16～17頁参照。

は北魏女性墓誌でも見られた。例えば表3①＝表4①は佛教に造詣の深い賢い女性として描かれている。ただし、多くの北魏夫人墓誌では、賢い妻や母という表現と密接に関連しており、また貞淑であることとセットで褒め稱えられている³²⁾。従って、表4⑤の北魏宮女墓誌は女性墓誌の中で例外的な表現と言える。また表4②の尼墓誌も類似した表現を用いることから、妻や母など男性との婚姻関係を前提としない獨身女性は、独自の表現方法が取られる場合があるということが指摘できる。

また、哲人は単なる賢い人ではなく、『禮記』を踏まえるなら、孔子に擬えた唯一無二の存在であり、かつ對句表現である梁木は王朝に貢献した人物を示す。このような意味を持たせる場合、哲人や梁木以外の言葉では表現できないため、北魏宮女墓誌は男性墓誌の特徴語である哲人や梁木を用いたと考えられる。つまり、夫の妻や子（息子）の母という男性の存在が前提となって褒め稱えられる夫人墓誌の表現と、王朝に貢献し男性同様に活躍した宮女墓誌とでは、同じ女性墓誌であっても、明らかに特徴的な表現が異なっている。

第六節 北魏宮女三墓誌の類似的表現の検討

表1⑬劉阿素墓誌銘は、劉華仁墓誌銘および張安姬墓誌銘と同時代に作られ、その表現が非常に近似していることが指摘されている³³⁾。筆者はすでに北魏墓誌における同一銘辭を検討し、銘辭の類似性が高い場合は同じ撰文者であった可能性が高いことを指摘した³⁴⁾。そこで、以下に全文を掲載し、その具体的な文字の異同について確認したい。

32) 鄭雅如 2018, 33～34 頁では『列女傳』『世說新語』などの傳統文學において、女性の才智は男性に貢献するものとして描かれていることを指摘する。

33) 澤田雅弘「劉阿素・劉華仁・張安姬墓誌とその類似書風の墓誌——北魏墓誌の筆者と刻者に關する試論」（書學書道史學會編『國際書學研究／2000』, 2000 年）は、ほぼ同時期の3人の宮女墓誌は、筆者は同一であるが、劉阿素と劉華仁・張安姬は刻者が異なるので書風が異なるとする。さらに北魏宮女墓誌とそれ以外の北魏墓誌の刻法を調査し、宮女のみが特殊な刊石界に屬していたという指摘を行っている。一方、羅新 2022, 70 頁は、正光二年前後の宮女墓誌は文章と石に刻まれた文字にかなり共通點があり、おそらく同一人物の作成ではないかと推測する。

34) 大知聖子「北魏墓誌の銘辭とその撰文——同一銘辭の問題を中心に——」（『名古屋大學東洋史研究報告』47, 2021 年。大知聖子 2025 再收）にて指摘したが、生前の出身や官職が極めて類似する人物同士であっても銘辭の熟語は一つも同一表現が無い場合がほとんどである。したがって銘辭の類似性が高い場合は同じ撰文者であった可能性が高い。

劉華仁墓誌銘【梶山目録 246】

大魏正光二年歲在辛丑，三月己巳朔，十七日乙酉。魏宮品一太監墓誌銘
監諱字華仁，定中山人也。故太原太守劉銀之孫，深澤・北平二縣令劉齊之女。家門
傾覆，幼履宮庭，冥因有期，蒙遭蘇門之業。稟性聰叡，忤懷曉就，志密心恭，蒙馳
紫輿。積勲累效，款策四紀，寵賞無愆之戾，賜宮典稟大監。春秋六十有二，春正月，
卒於洛陽宮。內愍宿心，持旨贈第一品。春三月，遷窆於陵山。輜車葬具，增加千數，
吉凶雜樂，隊送終宅。同火人內傅母³⁵⁾遺女，痛念松年之契，悲悼感結，故刊玄石，
述像德音。其辭曰，照照蘭蕙，熒熒獨芳，臨霜吐馥，冬年表香。金菊易摧，不能永
康，人何不壽，一旦乖堂。永辭人壤，褰步他鄉，親悲號哭，涕淚月將。刊石玄記，
千載銘章。大魏正光二年三月十七日造。

表1 ⑰劉阿素墓誌銘と太字の部分共通する文字である。序文も銘辭も同じ文字がかなり使われていることが分かる。例えば銘辭の始まりが、疊語+名詞（人物の比喩）を二回繰り返す、その後「陵霜吐馥，冬華表新」「臨霜吐馥，冬年表香」と一部文字を入れ替えただけであり、類似性が高い。また内容についても、劉阿素と同じような人生を歩み宮廷で地位を獲得したことが読み取れる。そして「同火人内傅母遺女，痛念松年之契，悲悼感結，故刊玄石，述像德音」とあることから、同火人が撰文者とは限らないが、少なくとも墓誌の作成には関係していたと考えられる。

張安姬墓誌銘【梶山目録 248】

大魏正光二年歲在辛丑，三月己巳朔，廿九日丁酉。宮第一品張墓誌銘
諱字安姬，兗東平人也。故兗州刺史張基之孫。濟南太守張禧之女。年十三，因遭羅
難，家戮沒宮。年廿，蒙除御食監。厲心自守，莅務有稱。後除文繡大監，於時處當
明件。上知其能，復除宮作司。春秋六十有五，因抱纏疹，綢繆彌久。醫寮伯方，轉
加增憊。昊天不弔，奄焉上世。春二月，卒於洛陽宮。內愍宿愍，旨贈第一品。春三

35) 劉阿素墓誌銘が同火人+官職名+姓+名（諱？）という構成なので、劉華仁墓誌銘も同じ形式であれば「母」ではなく「母」という姓の可能性もある。字形については唐開成石經が同じ形である。京都大學拓本文字データベース (<http://coe21.zinbun.kyoto-u.ac.jp/djvu/char>) 参照。なお羅新 2022, 65~66 頁は、王遺女墓誌をここでの同火人と同一人物とみなし、母=姆と解釋する。しかし内傅母が傅母と同じ官職であるか不明であり、かつ、遺女という諱は當時ありふれたものであり、同名の別人物の可能性もある。なお、杜鎮『墓誌所見北魏后宮女官及相關問題研究』（中國優秀碩士學位論文全文數據庫，2012 年）では、この同火人を王遺女と同一人物とは見なしていない。

月遷窆於陵山。鳴鑾奏樂，隊送終宅。親纓悲悼，痛念心髓。形去響無，刊石述音。其辭曰。熒熒蘭蕙，其華美矣。獨穎芳臻，茂而不始。如何生世，奄乖人理。親號璧踊，五內摧圯。故刊玄石，銘著千紀。

表1⑰劉阿素墓誌銘と先ほど検討した劉華仁墓誌銘とに共通する文字はゴシック體で示している。この墓誌は銘辭の始まりは疊語＋名詞（人物の比喩）の一回のみであるが、他の二つの墓誌を混ぜ合わせたような序文と銘辭で構成されており、やはり類似性が高い。序文の最後の部分に「親纓悲悼，痛念心髓。形去響無，刊石述音。」とあり、同僚が悲しんで石を刻んだという表現がある。

これらの宮女三墓誌はすべて同僚（たち）が悲しんで墓誌が作成されたと記されていた。つまり正光元～二年にかけて宮女たちは墓誌の知識を共有していた可能性が考えられる。ただし、表1⑳内司楊氏墓誌は、女性に對して哲人を用いる點、および銘辭の始まりが疊語＋名詞（人物の比喩）を二回繰り返す點は類似しているが、文字自體の重複がほとんど見られないことから、別の撰文者である可能性がある。

第七節 北魏宮女墓誌の人物表現および撰文者について

前節では表現が類似する宮女三墓誌について、特に同火人に着目して検討したが、本節では北魏宮女墓誌全體の表現と撰文者について確認する。北魏宮女墓誌は全11件ある³⁶⁾。うち、これまで未検討の墓誌について扱う。

まず、北魏宮女三墓誌と同時期の作成であり、羅新2022が同火人と同一人物とみなす王遺女墓誌【梶山目録254】について検討し、その意見が妥當かどうかを判断したい。以下、全文を掲載する。

王遺女墓誌

惟大魏正光二年，歲次星紀，月管南侶，廿日乙酉。傅姆姓王，諱遺女，勃海陽信人。其夫幽州當陌高，字雒陽，官爲深澤令，與刺史競功亢衡，互相陵壓。以斯難躋，遂入宮焉。女質稟婦人，性粹貞固，雖離禁隸，執志彌純。尤辨鼎和，是以著稱。故顯祖文明太皇太后擢知御膳。至高祖幽皇后，見其出處益明，轉當御細達。世宗順后，善其宰調酸甜，滋苦允中，又進嘗食監。至高太后，以女歷奉三后，終始靡愆，蔣訓

36) なお嬪妃に昇進した人物については、皇帝との婚姻關係を前提とした墓誌の描寫となり、女官である宮女とは内容が異なるため、本稿では對象外とする。

紫闥，光諷唯闥，故超昇傳姆焉。又賜品二。年八十三，終於洛陽宮。上追愍之，贈品一，賚東園祕器及輜輶車。奉終之具，一皆資足。瘞于終寧陵之北阿。故鐫石刊記，以詒後昆云爾也。

王遺女の歴任の官職を見ると、御膳・御細・嘗食など、料理人として活躍していたことが分かる。このような経歴の宮女と、文學的知識を獲得している宮女とは、宮廷での活躍の場が異なる。従って羅新 2022 のように、同火人と同一人物とみなし、そこからさらに飛躍して王遺女が墓誌の撰文者と推測するのは難しいと言えよう。なおこの墓誌の撰文者の情報は無いが、葬儀の費用については「奉終之具，一皆資足」とあり、すべて官費で賄われたことが記されている。

次に馮迎男墓誌【梶山目録 247】について、以下に全文を掲載し確認する。

魏故宮御作女尚書馮女郎之誌

女郎姓馮，諱迎男，西河介人也。父顯，爲州別駕。因鄉曲之難，家沒奚官。女郎時年五歲，隨母配宮。慎言寡過，蓋其天姓，窈窕七德，長而彌甚。年十一，蒙簡爲宮學生。博達墳典，手不釋卷。聰穎洞鑑，朋中獨異。十五，蒙授宮內御作女尚書。幹涉王務，貞廉兩存。稱蒞女功，名烈俱備。姿容婉淑，衆醜怨其媚。婦禮弗虧，羣女妬其貞。顓其終始，以保天壽。春秋五六，寢疾不喻³⁷⁾。昊天不弔，奄辭明世。大魏正光二年三月十八日亡於金墉宮。初沃落葩，始紅墜色，酸感路人，痛纏近戚。其月廿六日窆於洛陽之山陵。母弟號悼，親侶哽噎。其辭曰。漪漪七德，婦禮濃濃。如何桃年，奄虧上容。棄斯窈窕，忽歸埋松。如可顯兮，不遂心胸。永櫬下淥，悲塞上衝。

序文に「母弟號悼，親侶哽噎（母や弟は號泣し，親しい者たちは聲を詰まらせた）」とあり，羅新 2022 は宦官になった弟が作ったと推測する³⁸⁾。本文を確認すると，前節にて扱った宮女三墓誌とは特徴語が違うことが分かる。具體的には，七德や窈窕など北魏女性墓誌の特徴語が序文にも銘辭にも使われている。さらに，墓主の褒め方として，「姿容婉淑，衆醜怨其媚。婦禮弗虧，羣女妬其貞（彼女は容姿が美しく，多くの醜い女がその美しさを怨んだ。彼女は女性としての禮節に缺けるところがないので，多くの女性がその貞淑さに嫉妬した）」という，墓主が餘りに素晴らしく周囲が嫉妬したという表現があり，美貌や婦徳という女性性が強調されている。

37) 王連龍 2021, 190 頁では愈と讀むとする。

38) 羅新 2022, 70 頁。

次に、王僧男墓誌【梶山目録 255】について、以下に全文を掲載し確認する。

女尚書王氏諱僧男，安定煙陽人。安定太守觥之孫，上洛太守那之子。地華涇隴，望帶豪冑。男父以雄俠罔法，渡馬招辜，由斯尤戾。唯男與母，伶丁荼蓼，獨入宮焉。時年有六。聰令韶朗，故簡充學生。惠性敏悟，日誦千言，聽受訓詁，一聞持曉。官由行陟，超昇女尚書，秩班品三。能記釋嬪嬙，接進有序，剋當乾心。使彤管揚輝，故錫品二。天不報善，殲茲良哲。年六十八，終於大魏金墉宮。上以男歷奉二后，宿德者勲，又追贈品一，賜東園祕器及輜輶車。喪之資費，皆取公給。瘞于終寧陵之北阿。豐約折中，一從禮制。故鏤石刊號，詒之來昆云爾。惟大魏正光二年，歲釐³⁹⁾星紀，月侶無射，廿日乙卯記。

この墓誌には銘辭は無く，序文は経歴が中心となっている。故人を稱揚する言葉は「惠性敏悟，日誦千言，聽受訓詁，一聞持曉」とあり，宮學にて成績優秀であった様子を描寫している⁴⁰⁾。北魏女性墓誌の特徴語である貞淑や美貌に関する描寫は全く無い。むしろ，「天不報善，殲茲良哲（天はこの善人に報いず，この優れた人を奪った）」という表現は，表2⑮杜傅母法眞墓誌の，「天乎不淑，梁木摧傾」とほぼ同じ内容であり，これは北魏男性墓誌によくみられる表現である⁴¹⁾。撰文者の情報は無いが，「喪之資費，皆取公給」とあり，葬儀の費用が公費で賄われたこと，「豐約折中，一從禮制」とあり，葬儀が豪華すぎず質素すぎず，禮制に従って執行されたことが記されている。また，幼いころから文才があつて訓練をし，長じて「能記釋嬪嬙（后妃たちの記録を記すことができた）」や「使彤管揚輝，故錫品二（墓主が用いる朱の筆を輝かせたため，二品を賜った）」という女尚書としての仕事ぶりを褒める表現から，かなり文才のある宮女であったことが読み取れる。このように文才をもって出世した人物であることから男性性を帯びた人物描寫になったことが考えられる。

次に、縦光姫墓誌【梶山目録 327】について、以下に全文を掲載し確認する。

魏故第一品家監侯夫人之墓誌銘

夫人字光姫，齊郡衛國人也。宋使持節，都督青徐齊三州諸軍事，齊州刺史永之孫，寧朔將軍，齊郡太守宣之女，大魏冠軍將軍，齊州刺史顯之姑。監踵弈葉之嘉風，資

39) 王連龍 2021, 193 頁では釐と讀むとする。

40) 羅新 2022, 69 頁。

41) 「良哲」を用いた北魏墓誌は全 6 件あり，うち女性墓誌はこの宮女墓誌のみである。

餘慶之休緒。妙資踰於罕世，姿淑逸於幽閑。故令問召之遐布，聲價於是自遠。年在襁抱之中，已有成人之志。未及言歸，遂離家難。監自委身宮掖，出入椒闈，風流納賞，每被優異。然以父兄沈辱，無心榮好，弊衣疏食，充形實口。至于廣席疇朋，語及平生。眷言家事，淚隨聲下。同輩尚其風操，僚友慕其貞概。是以聖上崇異，委以事業，用允于懷，即錫品第一，班秩・清禁・羽儀之等有同郡君。方當藉茲寵會，更隆物軌，天不慙遺，朝露奄及，以正光六年正月十九日春秋七十有二遭疾，薨于掖庭之宮。二聖嗟悼，嬪御恒然，賙贈有加，數隆常准。粵以其年二月丙子朔廿一日戊申遷葬于皇陵之東。乃託誌於泉下，庶德音之可緣。乃作銘曰。猗歟弱齡，令淑有聞。方蘭等馥，比桂齊芬。葳蕤散葩，鬱沃流薰。依稀洛浦，髣髴朝雲。一離家難，長祓宮庭。徘徊禁闥，惆悵幽響。眷言陟岵，歔歔增零。慎終揚美，追遠載聲。天鑑無昧，寵命爰及。方隆物譽，終然允緝。忽同逝景，詎淪濛邑。紼衛既陳，星言隴首。蕭蕭松檟，茫茫川阜。地迴天遙，圓長方久。式銘遺芳，德音不朽。

銘辭の最後が「蕭蕭松檟，茫茫川阜」という疊語＋名詞の形式であるが，これは墓の風景であり，人物を褒め稱える表現ではない。墓主を稱揚する表現としては，「妙資踰於罕世，姿淑逸於幽閑（世にも稀な優れた資質を持ち，静かで淑やかな氣品を備えていた）」・「令淑有聞（聡明で淑やかな譽が高く）」・「慎終揚美，追遠載聲（その慎み深さと美しさは遠くまで響き渡り）」⁴²⁾ とあるように，女性性が強調されている。撰文者の情報は無いが，前節の宮女三墓誌とは形式や語句が異なるため，撰文者が異なる可能性がある。なお文中にある「二聖」とは臨朝太后と皇帝の併稱であり，北魏で初めて見られることが指摘されている⁴³⁾。正光年間には靈太后が政治的に失脚し軟禁状態となっていた期間であるにも関わらず，墓誌では二聖と表現されているのは大變興味深い⁴⁴⁾。

42) 「慎終」は正史や『文選』の用例では男性に對しても使われていたが，北魏墓誌では女性の特徴語であった。その場合，本人の慎み深さという特質，および親を手厚く葬る行爲として用いられた。大知聖子「北魏女性墓誌の特徴語の抽出および語義考證」（『九州大學東洋史論集』51 號，2024 年。大知聖子 2025 再收）参照。

43) 鄭雅如「漢制與胡風——重探北魏的『皇后』・『皇太后』制度」（『中央研究院歷史語言研究所集刊』90-1，2019 年）。のち同「北魏の皇后・皇太后——胡漢文化の交流による制度の發展狀況」（伴瀨明美・稻田奈津子・榊佳子・保科季子編『東アジアの後宮』，勉誠出版，2023 年）に改稿のうえ収録。

44) この點については鄭雅如先生から以下の貴重なご意見を賜った。二聖と同様の意味である二宮が，宦官である緡顯墓誌【大知目録 47】にて「騰譽二宮，飛聲兩帷」のように用いられている。二宮・兩帷はおそらく皇帝と靈太后を示す。宦官の緡顯も宮女の緡光姫もどちらも高い地位を獲得しており，靈太后および孝明帝から重用されていたことが推察される。正光年間には確かに靈太后が軟禁状態ではあったが，正光四（523）年の劉騰の死後に監視は

次に、比丘尼統慈慶墓誌【梶山目録 304】について、以下に全文を掲載し確認する。

魏故比丘尼統慈慶墓誌銘

尼俗姓王氏，字鍾兒，太原祁人，宕渠太守虔象之女也。稟氣淑眞，資神休烈，理懷貞粹，志識寬遠。故溫敏之度，發自韶華，而柔順之規，邁于成德矣。年廿有四，適故豫州主簿・行南頓太守恆農楊興宗。諧襟外族，執禮中饋，女功之事既緝，婦則之儀惟允。于時宗父坦之出宰長社，率家從職，爰寓豫州。值玄瓠鎮將汝南人常珍奇據城反叛，以應外寇。王師致討，掠沒奚官，遂爲恭宗景穆皇帝昭儀斛律氏躬所養恤，共文昭皇太后有若同生。太和中，固求出家，卽居紫禁。尼之素行，爰協上下，秉是純心，彌貫終始。由是忍辱精進，德尙法流，仁和恭懿，行冠椒列。侍護先帝於弱立之辰，保衛聖躬於載誕之日。雖劬勞密勿，未嘗懈其心，力衰年暮，莫敢辭其事。實亦直道之所依歸，慈誠之所感結也。正光五年，尼之春秋八十有六，四月三日忽邁時疹，出居外寺。其月廿七日，車駕躬臨省視，自旦達暮，親監藥劑。逮于大漸，餘氣將絕，猶獻遺言，以贊政道。五月庚戌朔七日丙辰遷神于昭儀寺。皇上傷悼，乃垂手詔曰，尼歷奉五朝，崇重三帝，英名耆老，法門宿齒。并復東華兆建之日，朕躬誕育之初，每被恩敕，委付侍守。昨以晡時，忽致殞逝，朕躬悲悼，用惕於懷。可給葬具，一依別敕。中給事中王紹鑑督喪事，贈物一千五百段。又追贈比丘尼統。以十八日窆于洛陽北芒之山。乃命史臣作銘誌之。其詞曰。道性雖寂，淳氣未離。沖凝異揆，緇素同規。於昭淑敏，實粹光儀。如雲出岫，若月臨池。契闊家艱，屯亶世故。信命安時，初睽末遇。孤影易影，窮昏難曙。投迹四禪，邀誠六渡。直心既亮，練行斯敦。洞窺非想，玄照無言。往荷眷渥，茲負隆恩。空嗟落晷，徒勸告存。停壑不久，徂舟無舍。氣阻安般，神疲旦夜。延佇翠儀，淹留鑾駕。減彩還機，夷襟從化。悲纏四衆，悼結兩宮。哀數加厚，窆禮增崇。泉幽閼景，隴首棲風。揚名述始，勒石追終。征虜將軍・中散大夫・領中書舍人常景文。李寧民書。

段々と緩み、正光五（524）年には靈太后は皇帝と密謀する機会があり、同年秋冬には兩者の隔絶はすっかり解消されていた。そのため正光六年に作成された緡光姬墓誌において二聖と表現されるのは不思議ではない、と。當時の政治的背景を踏まえた的確なご指摘に感謝申し上げます。なお、緡顯墓誌は正光四年二月十五日紀年であり、筆者が他に二宮を用いた北魏墓誌を調べたところ、元勰妃李媛華墓誌銘【梶原目録 306】は正光五年八月六日、高猛墓誌【梶原目録 288】は正光四年十一月二日であった。また二宮と同様の表現である兩宮の使用は、比丘尼統慈慶墓誌【梶山目録 304】は正光五年五月十八日、于景墓誌銘【梶原目録 374】は孝昌二年十一月十四日であった。どちらも正光四年以降のものであり、鄭雅如先生のご指摘を補強する結果となった。

名文家の漢人である常景が撰文者である。婚姻した際の表現として、「女功之事既緝，婦則之儀惟允（女性としての仕事を完璧にこなし，妻としての道を立派にまっとうした）」という婦徳を褒め稱える表現を用いている。しかし出家した後は「仁和恭懿，行冠椒列（仁愛と恭順の美德により，尼僧たちの模範となった）」とあり，墓主の役割に合わせた稱揚の仕方になっている。また葬儀の費用については敕により，「中給事中王紹鑑督喪事，贈物一千五百段（中給事中の王紹が葬儀を監督し，絹千五百段が贈られた）」と明記されている。

次に，王曇慈墓誌【大知目録18】について，以下に全文を掲載し確認する。

廣宗君王曇慈冀州章武崇和里人也。

后稷之苗裔，故持節冠軍將軍・平州刺史・王使君之孫。長樂太守王侯之女，大魏中書監京兆王元愉之育母也。淪神煒之靈，析凝體之儀，中因家難，遂步紫庭。履宮掖也，長雍明之譽，處國第也，備淳肅之風。內飲景范，外謨沖則。乃嘉祥褫紀，晦澌流氛。以正始元年歲在甲申十二月癸酉廿二日甲午，春秋五十九，寢疾薨于國第。豫以鞠養之恩，五情悲駭，追惟永往，痛切彌深。賓僚悼惻，內外楚裂，以正始二年歲次乙酉日月會于大梁廿七日丁酉，遷窆于帝都之夕，穀洛之陽，伊川之西，阜王城之北剛。松門洞望，幽館沈華，鐫石圖□，式照遺芳。其辭曰。懸基鬱鬱，茂緒綿聯。開光月旬，接彩春壘。重輝世暎，疊道日鮮。稟德承華，蹈美長年。風鑠離景，惠濃寅烟。方山卽岱，偶水成河。望也如神，就也如波。誨豫以仁，育子以和。量均金玉，器牟衡阿。實茲瓊昧，詢勗實多。庶休遐歷，報養頤齡。玄鑑匪恤，祉奔娥形。椒櫨滅馥，璇幾埋香。悲傷厚鞠，痛惋恆冥。存亡簡跡，奄異垣楊。敢題泉石，流列餘貞。

墓主は北魏の宗室である京兆王元愉の育母である。本文に「寢疾薨于國第」とあることから，京兆王國府の第にて死亡したことが分かる。そして，撰文者については，序文では「豫以鞠養之恩（私は養育の恩を受けた）」とあり，銘辭でも「誨豫以仁，育子以和（私を仁で教え，和をもって育ててくれた）」・「實茲瓊昧，詢勗實多（私は實に愚かであったが，彼女は多くのことを教えてくれた）」・「悲傷厚鞠，痛惋恆冥（養育の恩を思い，深い悲しみに暮れる）」とあり，一人稱が豫（私）であることから，墓主に養育された人物，つまり京兆王元愉である事が読み取れる。育母に對して撰文したため墓主を稱揚する表現は養育者としての功績が目立つが，さらに「稟德承華，蹈美長年（德を積んで華やかさを受け継ぎ，美しさを保ちながら長生きした）」と美貌を褒め稱える表現もある。このように女性性を強調する一方で，「方山卽岱，偶水成河（もし彼女を山に例えるなら泰山であり，もし彼女を河に例えるなら黄河である）」という，「哲人」の典故にも見られた泰山に準える男性性を帯びた描寫も見られる。墓誌の作成は正始年間であり，撰文者も宗室男性であることから，正

光年間の宮女墓誌とは表現が異なっている。

次に、夫人孟元華墓誌【梶山目録 270】について、以下に全文を掲載し確認する。

大魏正光四年正月十六日。夫人諱元華，字遺姬，清河人也。高祖孟君，宋車騎將軍・江州刺史。風識淵沈，少爲文靖。宗⁴⁵⁾祖宋征虜將軍・交州刺史。祖宋黃門侍郎。少播令譽，時詔遣在祕，造撰文史。父太常卿。器量淵博，超忽絕世，時人讒潛，詔敕除齊州刺史。情以不分，遂在州嶽治，計立不果，卽時瓦盡。長女華，少有令姿。主上太武皇帝聞之，卽召內侍。逕歷五帝，後蒙除細調大監。年過七十，以正光三年十二月薨於洛陽宮。葬在西陵。以孟夫人，志行貞操，內侍清結，殞命之辰。內外痛惜，莫不涕泣。故立銘刊石云爾。

「内外痛惜，莫不涕泣。故立銘刊石云爾（内外の者が嘆き悲しみ，涙を流さぬ者はいなかった。ゆえに銘を立て石を刻むということである）」とあり，内外が指し示す範囲が曖昧ではあるが，同僚を含む宮中の人たちが墓誌作成に関わったことが読み取れる。墓主を稱揚する表現としては，「少有令姿（若くして美しい容貌を持ち）」・「志行貞操（操が固く品行方正）」とあり，女性としての美貌や貞操を褒め稱える内容となっている。

以上の検討により，宮女墓誌の中には，女性の特徴語を使って墓主を褒めるといふ，夫人墓誌から婚姻に関わる内容を除去しただけのような墓誌もあることが分かった。つまり宮女墓誌の中でも男性性を帯びた語を用いる墓誌は，劉阿素・内司楊氏・杜傳母法眞・王僧男・王曇慈という一部の墓誌であった。宮女墓誌の中でもこのような差が生じるのは，墓主が生前にいかなる能力によって宮中で活躍したかによるものと考えられる。例えば，美貌によって拔擢された場合は女性性を強調した文章になる。しかし，養母であっても母性以外の稱揚の仕方も見られることから，撰文者によって文章の傾向が異なると言える。このように墓主本人の特性および撰文者の個性がありつつも，男性同様に王朝で活躍した人物には男性性を帯びた用語で稱揚されていたことが明らかになった。

さらに時期についても特徴がある。北魏宮女墓誌全 11 件のうち，正光年間（孝明帝期）が 10 件と大半を占め，正始年間（宣武帝期）は 1 件のみであった。このように宮女墓誌は明らかに孝明帝期に集中している。この政治的背景として，515～520 年は靈太后胡氏が實權を掌握していた時期に該当するが，正光年間（520～525）は靈太后が幽閉され政治的に失脚していた時期に重なることが考えられる。宮女と関わりの深い靈太后が幽閉さ

45) 王連龍 2021, 204 頁では曾を誤って刻んだとする。

れていた時期に却って宮女墓誌が急増するのは大變興味深い現象であるが、實は宦官墓誌についても共通する現象がある。北魏における宦官墓誌はとても少ないが、この数少ない中で、封魔奴墓誌【梶山目録 256】は正光二年、緱顯墓誌【大知目録 47】は正光四年と、宦官墓誌も正光年間に作られている。これらの政治的背景については今後の課題としたい。

第八節 宮女墓誌の撰文者について

これまで検討では表 1 ⑰劉阿素墓誌銘の宮女墓誌の撰文者が同僚（同火人）である可能性を示した。本節では宮女墓誌の撰文者について、具體的に検証したい。

まず、北魏墓誌における撰文者の表現について確認する。崔賓媛墓誌【大知目録 36】では「巨倫孝宗造」とあり、「造」とされる。また、任城王妃李氏墓誌【梶山目録 51】では「茹仲敬造」とあり、同じように「造」とされる。このように、「造」一字のみでは單に墓誌の文章を依頼した者である可能性も考えられるが、元淑及妻呂氏墓誌【梶山目録 92】では「太常博士青州田徽寶造，書者相州主簿魏治」とあり、この表現を踏まえると、「造」は撰文者を示すと見なせよう。さらに、王慈慶墓誌【梶山目録 304】の「常景文，李寧民書」の「文」は、「書」に對しての「文」なので、これも撰文者を示すと見て間違いない。このように、「造」「文」に比べると、表 1 ⑰劉阿素墓誌銘における「刊石」という表現は撰文の主體が誰であることを示すものとは限らない可能性がある。例えば張安姬墓誌銘では、「親爨悲悼，痛念心髓。形去響無，刊石述音」とあり、羅新 2022 は爨が同火人とは同じ意味であるとする⁴⁶⁾。これと類似した表現として、表 1 ⑳楊氏墓誌では、「合宮悲愍，同聲悽淚，遂相與鐫銘刊誄（宮を合わせて悲しみ愍い，聲を同じくして涙して悽み，遂に相與に銘を鐫り誄を刊し）」とある。このように「刊石」という表現は、墓誌を作った原因や狀況を示す表現であり，撰文者を明示していない。ただ，撰文者を他人に依頼した場合は，男性墓誌の呂達（通）墓誌【梶山目録 310・315】では，序文に「小子仁，懼世代之遷貿，恐峻谷之易處。詢碩彥以鐫誌，庶流芳於泉戶（小子仁，世代之遷貿を懼れ，峻谷の易處を恐る。碩彥に詢り以て誌を鐫り，庶はくは芳を泉戸に流さんと）」とあり，子が「碩彥（學問才徳が優れた人物）」に撰文を依頼したことが記されている。また，同僚がお金を出し合つて墓誌を作成した狀況を「刊石」と表現した可能性も考えられる。しかし，墓誌作成時の費用については，宮女である王僧男墓誌【梶山目録 255】に，「喪之資費，皆取公

46) 羅新 2022, 64 頁は「爨則指同火人」とする。

給」とあり、費用が給與で賄われたことが示されている。また、比丘尼統慈慶墓誌【梶山目録 304】に、「可給葬具，一依別敕。中給事中王紹鑑督喪事，贈物一千五百段。」とあり、皇帝（王朝）側から葬儀の費用が支拂われたことが分かる。したがって、宮女の同僚がお金を出し合って墓誌を作成した場合、「刊石」という表現にはならないと考えられる。もちろん撰文を依頼し、墓誌作成の原資を示す場合、すべて墓誌の銘文に記されるとは限らないが、以下の理由から同僚が宮女墓誌を作成した可能性があると考えたい。

まず、宮女が銘辭のような漢詩を作成するために必要となる文學的知識の獲得について、宮女の一部は高い教育を受けていた可能性が指摘されている⁴⁷⁾。また青州齊州の生まれ故郷で一定程度の教育を受けていた宮女が存在も示されている⁴⁸⁾。なお、中原地區から北魏王朝に入朝した女性だけではなく、公主など鮮卑女性の文學的修養レベルも高かった⁴⁹⁾。さらに靈太后胡氏は北魏女性文學の最高峰であったとする⁵⁰⁾。つまり宮學生であった馮迎男や博聞強記であった王僧男など⁵¹⁾、一部の宮女は當時の名文家と同程度の高い知識を持っていたと考えられる。

次に、撰文者が判明もしくは推定できる場合は、皇帝の命令により名文家が選ばれた比丘尼統慈慶墓誌を除き、養育された者や親族など墓主のかなり身近な者が撰文していた。なお表 2 ⑮杜傅母法眞墓誌では「兒息涕戀，攀車結慕，朝野銜衣，西顧長悲…乃作銘曰」とあり、息子が撰文した可能性が考えられる。同火人と表現される同僚も、生前は公私ともにかなり身近な存在であった。以上の點から、同僚が宮女墓誌を撰文した場合もあると考えたい。少なくとも、撰文者が宮女であれ、養育した宗室男性や息子であれ、男女どちらであっても、北魏宮女墓誌の中には男性の特徴語が使用される場合があるということは指摘することができる。

第九節 北魏女性墓誌の撰文者について

本節では、宮女を含めた北魏女性墓誌の撰文者はいかなる人物が擔當していたのかについて確認する。

表 5 によれば、北魏女性墓誌の撰文者の可能性がある場合も含めた全 22 件中、女性の

47) 羅新 2022, 70～71 頁。

48) 羅新 2022, 63 頁。具體的には楊氏・劉阿素・張安姬・緡光姬・孟元華が該当する。

49) 柏俊才 2022, 371～372 頁參照。

50) 柏俊才 2022, 383～390 頁參照。

51) 柏俊才 2022, 368～369 頁參照。

表 5 北魏女性墓誌銘辭の撰文者⁵²⁾

①、史臣)

No.	墓誌銘【梶山目録】	紀年(年月日)	撰文者「墓誌の記載内容」
①	比丘尼統慈慶墓誌 【梶山目録 304】	正光 5 年 (524) 5 月 18 日	征虜將軍・中散大夫・領中書舍人の常景 「乃命史臣，作銘誌之」
②	胡明相墓誌 【梶山目録 398】	孝昌 3 年 (527) 5 月 23 日	史臣 「乃命史臣、作銘曰」

②、墓主の親族)

No.	墓誌銘【梶山目録】	紀年(年月日)	撰文者「墓誌の記載内容」
③	高道悅夫人李氏墓誌 【梶山目録 203】	神龜 2 年 (519) 2 月 20 日	子の高輝(遼東高氏) 「因此動際，追立誌序」
④	李叔胤妻崔賓媛墓誌 【新編梶山目録 283】	神龜 2 年 (519) 4 月 12 日	外甥の崔巨倫(博陵崔氏) 「文夫人長弟…巨倫孝宗造」
⑤	馮迎男墓誌 【梶山目録 247】	正光 2 年 (521) 3 月 18 日	宦官となった弟？ 「母弟號悼，親侶哽噎，其辭曰」
⑥	杜傳母法眞墓誌 【梶山目録 308】	正光 5 年 (524) 10 月 3 日	息子？ 「兒息涕戀…乃作銘曰」
⑦	羊祉妻崔氏墓誌 【梶山目録 333】	孝昌元年 (525) 8 月 30 日	子の羊允(泰山羊氏) 「亦是其實錄云」
⑧	長孫季及妻慕容氏墓誌 【梶山目録 506】	太昌元年 (532) 11 月 18 日	子の長孫慶等(宗室十姓) 「謹追錄遺徽」
⑨	長孫士亮妻宋靈妃墓誌 【梶山目録 534】	永興(熙) 2 年 (533) 正月 30 日	夫の長孫士亮(宗室十姓) 「乃鏤石於泉宮」

③、墓主の親族の友人)

No.	墓誌銘【梶山目録】	紀年(年月日)	撰文者「墓誌の記載内容」
⑩	鄭平城妻李暉儀墓誌 【梶山目録 539】	太昌元年 (532) 3 月 12 日	序は子の鄭伯猷等(漢族五姓)。銘辭は 中書侍郎の魏收(鉅鹿魏氏・北地三才) 「哀嗣伯猷等…然書不盡言，無能萬一。 友人中書侍郎鉅鹿魏收…託其爲銘」

④、墓主(墓主の夫)の同僚・部下・弟子など)

No.	墓誌銘【梶山目録】	紀年(年月日)	撰文者「墓誌の記載内容」
⑪	任城王妃李氏墓誌 【梶山目録 51】	景明 2 年 (501) 11 月 19 日	前國大農府功曹史の茹仲敬。 夫(北魏宗室)の部下。 「前國大農府功曹史臣茹仲敬造」
⑫	王曇慈墓誌 【大知目録 18】	正始 2 年 (505) 3 月 27 日	養育した京兆王愉(宗室) 「誨豫以仁，育子以和」など
⑬	元謐妃馮會墓誌 【梶山目録 160】	熙平元年 (516) 8 月 2 日	國臣の胤等。夫(北魏宗室)の部下 「勒清塵於玄石」
⑭	宣武帝夫人高英 (尼慈義)墓誌 【梶山目録 199】	神龜元年 (518) 10 月 15 日	弟子法王等一百人？ 「弟子法王等一百人，痛容光之日遠， 懼陵谷之有移，敬銘泉石，以誌不朽」

52) 大知聖子 2025，第二部第四章掲載の表より抜粋し増補した。

⑮	劉阿素墓誌	正光元年 (520) 10 月	同火人・典御監の秦阿女等？宮女
	【梶山目録 232】		「乃刊玄石，述像德音」
⑯	張安姬墓誌	正光 2 年 (521) 3 月 29 日	親爨？宮女
	【梶山目録 248】		「親爨悲悼，痛念心髓。形去響無，刊石述音。」
⑰	劉華仁墓誌	正光 2 年 (521) 3 月 17 日	同火人・内傳母 (母？) 遺女？宮女
	【梶山目録 246】		「故刊玄石，述像德音」
⑱	内司楊氏墓誌	正光 2 年 (521) 11 月 3 日	宮女？
	【梶山目録 258】		「合宮悲愍，同聲悽淚，遂相與鐫銘刊誄，記號云爾。」
⑲	夫人孟元華墓誌	正光 5 年 (524) 1 月 16 日	宮女？
	【梶山目録 270】		「内外痛惜，莫不涕泣。故立銘刊石云爾」
⑳	李達及妻張氏墓誌	孝昌 3 年 (527) 5 月 10 日	魏郡功曹の邵阿 (同郷の官)
	【梶山目録 396】		「乃刊石作銘，播之不朽」

⑤、文才の有る人物に依頼

No.	墓誌銘	紀年 (年月日)	撰文者「墓誌の記載内容」
㉑	元淑及妻呂氏墓誌	永平元年 (508) 12 月 4 日	太常博士の青州田徽寶
	【梶山目録 92】		「太常博士青州田徽寶造，書者相州主簿魏洽」
㉒	宣武帝嬪李氏墓誌	孝昌 2 年 (526) 8 月 6 日	「簡工命能」
	【梶山目録 363】		「故簡工命能，而作是頌焉」

? は撰文者の可能性がある場合を示す

撰文者は 5 件であった。つまり女性墓誌はほぼ男性によって作成されていたことが分かる。そして 5 件と数少ない撰文者はすべて宮女に限定されていた。

前節で検討したように、宮女の中には高い作文能力を備えた文筆家も存在した。彼女たちのような同僚 (同火人) が墓誌を撰文した場合、哲人や梁木の意味や典故を十分理解した上で使っており、男性の用語を間違って女性墓誌に使ってしまった譯ではないと考えられる。そして、宮女の人生についてこれまで検討した墓誌の内容を再確認すると、皇帝や皇后と密接な関係にあり、高い地位を得て、中には女性の爵位も與えられ、政治に主體的に関わる⁵³⁾など、まさに王朝に貢献している様子が描かれている。このような人物を褒め稱える際に男性同様の活躍をしたという意味で哲人や梁木を用いたのではない。ここで強調したいのは、第五節にて検討したように、王朝に貢献したことを示す場合、女性独自の用語が存在せず、男性の特徴語を借用しなければならない状態が存在する点である。これはそもそも墓誌が引用する典故そのものが男女のジェンダーロールを区分していることに起因すると考えられるが、典故の問題については稿を改め検討したい⁵⁴⁾。

53) 李憑『北魏平城時代』(京都大學學術出版會, 2021 年)「第四章四、宮廷の女官」では、北魏の宮女の具体的な活躍について検討している。

54) Shang Weni, Ochi seiko “Text Mining Gender Depictions in Epitaphs Verses from Northern 〆

北魏墓誌の撰文のように圧倒的に男性知識人が文學を含む言説を構築している社会では、たとえ女性の作者であっても、男性的な用語でしか女性の活躍・偉業を褒め称えることができなくなる。本稿では男性同様に活躍した女性は男性性を帯びた用語で称揚されていたことを指摘したが、これは「当たり前」の現象ではなく、女性が「男性並みに」活躍した場合、それを示す女性専用の言葉が存在しないため、男性用の言葉を使うしかないのである。今回明らかにした現象の理由については、サバルタン・スタディーズが参考になるだろう。スピヴァクの古典的名著“Can the Subaltern Speak?”⁵⁵⁾の端的な結論は、「The subaltern cannot speak (サバルタン=従属的社会集団は語ることが出来ない)」である⁵⁶⁾。これは言葉(言説)というものがマジョリティによって構築されているため、マイノリティは「代表=表象“representation”」のシステムの中で無視・歪曲・利用されてしまい、自分自身についてありのままに語ることが出来ず、表象不可能な他者になってしまう状況を示している⁵⁷⁾。北魏宮女墓誌の場合は、彼女たちの王朝への貢献が男性の特徴語を用いて称揚されてしまうため、結局、王朝での活動は男性性を帯びたものとして歪曲されることになり、それがジェンダーロールの強化へと繋がってゆく言説の構築があったと考えられる。これは飽くまで北魏墓誌の中における言説であり、他の史料については別途検討が必要である。

Wei China”, DH2025 (Lisbon), 2025. 7. 14-18 にて学会発表を行い、今後、論文化する予定がある。

- 55) G・C・スピヴァク『サバルタンは語ることができるか』(上村忠男譯, みすず書房, 1998年。原著は1988年)。
- 56) なお、後に同じ論文を所収したスピヴァク, ガヤトリ・チャクラヴォルティ『ポストコロニアル理性批判——消え去りゆく現在の歴史のために』(上村忠男・本橋哲也譯, 月曜社, 2003年), 447頁では、「女性としてのサバルタンは、その聲を聞いてもらうことも読んでもらうこともできないのだ」と、より注意深い表現に書き直している。
- 57) 「むしろ、植民地主義的歴史叙述の客體となる場合でも、反亂の主體となる場合でも、ジェンダーのイデオロギー的構築が男性的なものを支配的な立場にとどめおいたままにしているということこそが問題なのだ。植民地における知的生産活動のコンテクストの中にあっても、もしサバルタンは歴史を持たず語ることができないのだとすれば、女性的存在としてのサバルタンはさらにいっそう深く影の中に隠されてしまっているのである」。G・C・スピヴァク 1998, 51頁。植民地主義(colonialism)であれ、ジェンダーであれ、実は同じ構造を持つ。具体的には、本来は曖昧で可變的な關係に對して強制的に線引きをし、その區別を用いて階層化させることで、マジョリティ特權を得る側とマイノリティとして抑壓される側に分斷する行為である。その強制的な線引きはマジョリティ特權を持つ側が行うが、社会ではそれが特權とは意識されず、知識として扱われてしまうため(權力と知識の地政學的布置關係)、不平等を生み出すシステムとしては同様である。

お わ り に

今回明らかにした現象の理由については、Lee 2019⁵⁸⁾の「大覺寺比丘元（純陀）尼墓誌銘」に着目した研究の結論である、「女性は倫理規範を形成するために男性に含まれ、男性との関係に位置づけられる」という重要な指摘が参考になる。北魏宮女墓誌では哲人や梁木という本来は男性向けの言葉を使って女性を稱揚していたが、これはまさに男性が中心となって言葉が配置され、それに合わせて女性が位置付けられていたことを示すだろう。また、北魏の靈太后胡氏についてジェンダーの視點から研究した Balkwill 2024⁵⁹⁾は、『偉人』を優先する方法論で独自のテキストを構築した中世の學者たちは、女性や文化的アウトサイダーが當時の政治制度の發展に果たした貢獻を、意味のある形で描寫する物語を創り出すことに失敗した。…彼ら（中世の歴史を書いた儒學者）は、男性中心主義と民族中心主義、官僚主義、王權と血縁關係の記録に關心のある政治秩序というイデオロギー的枠組みの中で歴史を書いた。…彼女（靈太后）について書いた儒學者たちは、彼らが慣れ親しんだ王朝の繼續性と帝國の正當性の傳統の中で書く準備がほとんどできていなかったことは明らかである。…彼らは彼女を淫らな篡奪者として描き…彼女が生きていた社會を理解しようとはほとんどしなかった」とする。靈太后の描寫と表裏一體の關係をなすように、北魏墓誌の場合もやはり漢人の男性知識人（もしくはそれと同等の知識を獲得した胡族や女性）が言説を構築しており、女性を稱揚する際に婦德といった女性のジェンダーステレオタイプに該當しない場合は、女性に對して男性性を帯びた言葉を使うしかない状況があったと考えられよう。それは知識人による、思考する主體

58) Lee, J. (2019). Women, Families, and Gendered Society. In A. E. Dien & K. N. Knapp (Eds.), *The Cambridge History of China: Vol. 2: The Six Dynasties*, 220–589 (pp. 443–459). Cambridge University Press. “Women were thus found included and placed in relation to men to form ethical norms” (p. 459).

59) Stephanie Balkwill. (2024). *The Women Who Ruled China: Buddhism, Multiculturalism, and Governance in the Sixth Century*, pp. 176–177. University of California Press. 特に結論部分の “In writing this present book, I hope not to have merely shown that great women like the empress dowager simply existed; instead, I hope to have argued that we can only tell meaningful and accurate historical stories about them by seeking to overturn the very methodologies that wrote them out of history in the first place. (本書を執筆するにあたり、私は皇太后のような偉大な女性が単に存在したことを示すだけでなく、そもそも彼女たちを歴史から抹殺した方法論そのものを覆すことによってのみ、彼女たちについて意味のある正確な歴史物語を語るができると主張したい。)” について強く同意する。この著書の内容については Scotto Pearce 先生からご教示いただいた。感謝を申し上げたい。

の透明化や、それによる対象の同化が背景にある。

今回は北魏墓誌を用いたジェンダー研究の一端を行ったが、今後は墓誌以外の各テキストが書かれた目的や想定する読者層を踏まえ検討し、それぞれが独自の言説 (discourse) を形成していることを明らかにし、比較検討したい。その具体的な方法として、正史 (文獻史料) と墓誌 (石刻史料) との表現の差異に着目したいが、北魏女性の場合は残念ながら『北史』『魏書』と北魏墓誌の両方に記載がある場合は 1 例だけである⁶⁰⁾。そのため、研究範囲を北魏よりも事例が多い北朝隋代に広げていくことで検討が可能になると考えている。

また銘辭の用語が何を基準に選ばれていたかについては、北魏墓誌の銘辭では八文字目にほぼ正確な押韻があったことから推測すると、音韻や平仄の観点からも検討する必要があるが、この点については別稿にて発表する予定がある⁶¹⁾。

【謝 辭】

本稿は 2025 年 1 月 24 日に開催された隋唐石刻資料の研究班第 15 回研究會での発表を元に修正を加えたものである。席上、貴重なご意見を賜った。また 2025 年度より臺灣中央研究院史語所の訪問學者として受け入れてくださった鄭雅如先生にも多くのご意見を賜った。特に記し、深謝申し上げたい。

付 記：本稿は京都大學人文科學研究所の共同研究班「隋唐石刻資料の研究」および 2025 年度文部科學省科學研究費補助金 (基盤研究 C・25K04484) による研究成果の一部である。

60) 羅新 2022, 「12 文昭高氏」にて検討されている。

61) 大知聖子「音象徵からみる北魏墓誌の疊語のジェンダー性」(『遊佐徹先生退官記念論文集』, 2025 年度刊行予定)。